

## 保護者の皆様へ～令和2年6月からの「保育所の新しい生活様式」について

新型コロナウイルスは、いまだ不明な点が多く、ワクチンも確立されていないため、今後も持続的な対策が必要です。新型コロナウイルスとの共存を前提として、子どもたちの健やかな成長を保障していくために、保育所においても「新しい生活様式」の内容を踏まえ、可能な限り感染症対策を講じながら、保育活動を行ってまいります。

### 「保育所の新しい生活様式」のポイント

#### ●皆様へのお願い●

- ①ご自宅で検温含む体調確認をし、登所時、各保育所で用意してある記録用紙に記載してください。
- ②下記のいずれかに該当する場合は、お休みされますようお願いします。
  - ・発熱やせき等の明らかな風邪症状や強いだるさ、息苦しさがある場合
  - ・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでの期間  
(喘息やアレルギーで、せき・鼻水等の症状が出やすいお子さんについては、各保育所へお伝えください)
- ③定期的に換気を行いますので、登所時の服装にご配慮ください。
- ④送迎される方のマスク着用をお願いします。

#### ●保育所で行う基本的な対策●

##### 保育所で積極的に行うこと



こまめな手洗いを  
実施します



職員は原則  
マスクを  
着用します



定期的な換気を  
行います。

##### 保育所で可能な範囲で対応を工夫すること



3つの「密」をさげよう



いまは、  
きよりをとって

原則、子どもたちが集合する行事は当面の間行いません。  
クラスごとに楽しめる活動を中心に保育内容を工夫します。  
**※子どもたちが常にソーシャルディスタンス(社会的距離)を  
取り続け、密を避けることが困難であることもご理解ください。**

引き続き子どもたちが使うおもちゃやトイレ等、共用で使用するもの(場所)は毎日消毒を行います。

#### ●新型コロナウイルスに感染した・感染が疑われる場合●

子どもの状況	保育所の対応
①感染した	医療機関等から登所許可がおりるまでは登所禁止
②濃厚接触者になった	感染者と最後に接触した日から2週間は登所禁止

- ・上記に該当する場合は、個人情報保護の観点から情報管理に万全を期してまいりますので、速やかに各保育所へ情報提供をお願いします。
- ・感染者が発生したら保健所の指示のもと、消毒作業や閉所となる場合があります。
- ・職員が上記に該当する場合も、同様の対応となります。
- ・同居のご家族が濃厚接触者となった場合についても、可能な限り家庭での保育にご協力くださいようお願いいたします。